

質疑応答集（過去質問のあったもの）

平成30年度
<p>Q 入札参加申込時の添付書類について、個人での申込で複数物件の場合、①印鑑登録証明書は原本1部と写し（物件数分）、②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は法人のみなので、なしでOKでしょうか？</p>
<p>A 個人での申込で複数物件の場合、入札参加申込書兼誓約書の添付書類としては、①印鑑登録証明書（原本1部と写し物件数分）に加えて、入札参加申込物件一覧1通が必要です。②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は法人のみです。個人の場合は不要です。なお、代理人による入札及び契約を希望する場合は、物件ごとに1枚の委任状が必要です。</p>
平成29年度
<p>Q 申し込み企業が他社と合併して、社名、代表者等が変更になった場合、どのような手続きをすればよいか。</p>
<p>A 書類提出時に確定している内容で応募してください。変更があれば、その都度必要書類をご提出ください。</p>
<p>Q 全ての物件に関して、設置場所の下見にいつでも大丈夫か。</p>
<p>A 設置場所の下見については、所管課に問い合わせのうえ、行ってください。（所管課の連絡先は各物件調書に記載しています。）</p>
平成28年度
<p>Q &lt;すべての物件&gt;について、売上本数（直近1年間の月別）は？</p>
<p>A 現在の設置事業者から提供された情報を売上実績として、物件調書に掲載しております。これ以上の情報は把握しておりません。</p>
平成27年度
<p>Q &lt;（平成27年度）物件番号4（垂水区役所）&gt;について 上記施設の3階に神戸市立垂水勤労市民センターがあり、その中に清涼飲料自動販売機が見受けられました。物件番号4は新規での募集になると思われませんが、入札価格の試算にあたり、市立垂水勤労市民センター内の直近の売上金額及び売上本数の開示をお願いします。</p>
<p>A 垂水区役所と市立垂水勤労市民センターは別施設であり、市立垂水勤労市民センターに関しましては、指定管理者が運営しており、市では売上金額及び売上本数を把握しておりません。</p>
平成25年度
<p>Q 屋内物件について、契約期間中に消費税率が8%から10%に変更になった場合は、賃料は変更になるのでしょうか。</p>
<p>A お見込みのとおりです。 消費税率の変更は賃貸借契約書（H25年度標準様式の第7条第2項）に該当しますので、消費税率が8%から10%に変更になった場合は、賃料改定のための変更契約を締結させていただきます。 ※【参考】市有財産賃貸借契約書（賃料） 「甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。」</p>
<p>Q マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。とありますが、『「マイカップを使用の際は、十分に洗浄し、清潔な物を使用してください。衛生面における問題が生じた場合は、一切の責任を負いかねます。」という文面を自動販売機に貼ることは可能です。しかし、リスクとして、機械の構成上、マイカップ使用時に菌等が部品に付着すると、その後、紙カップを使用した方にも菌が入る可能性が有るため、その場合でも弊社並びに商品提供会社、自動販売機製造メーカー共に一切の責任は負い兼ねます。』 上記内容でも入札に参加させて頂いてよろしいでしょうか。</p>
<p>A . 「平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」における配慮事項については、調達（設置）する自動販売機の要件ではありませんが、調達するにあたって、更に配慮することが望ましい事項です。 したがって、衛生面において問題が生じる可能性が有る場合は、マイカップ対応型自動販売機でなくても問題ありません。</p>

質疑応答集（過去質問のあったもの）

Q 入札参加書類は持参でも、到着証明が必要ですか。
A 必要ありません。
Q 保証金は契約満了時に返金されますか。
A 保証金は、契約満了時に返還いたします。
Q 現在、設置している自動販売機の価格帯より上回っても標準小売価格を上回らなければ問題ないですか。
A 販売価格に関しては、現在の販売価格を変更すると売上に影響する可能性があります。施設所管課としては、従来と同じ価格での販売を希望しているところが多く、販売価格の設定にあたって施設所管課との協議・調整をお願いしているところです。しかしながら、販売価格の設定は最終的には設置者の判断によるべきものですので、協議がととのわなければ変更することもやむを得ないと考えております。
Q 契約の署名・捺印は委任状の代理人の届出印でも問題ないでしょうか。
A 委任状を提出した場合は、契約の署名は代表者名に加え、代理人名を併記し、委任状の届出印を捺印していただくこととなります。
Q 実施要領の「②平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）」における配慮事項は入札の絶対条件ですか。
A 「平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」における配慮事項については、調達（設置）する自動販売機の要件ではありませんが、調達するにあたって、更に配慮することが望ましい事項です。したがって、入札の絶対条件ではありません。
Q 「平成25年度 神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準 備考）3について、当該機能を有すれば、例えば中古自動販売機でも問題ないですか。
A 備考）3に記載している機能を有すれば、問題ありません。
Q 社会貢献型自動販売機とは具体的にどのような自動販売機ですか。
A 例えば募金機能付自動販売機やA E D搭載型自動販売機などが挙げられますが、社会貢献型自動販売機に該当するかについては、個々に判断させていただきます。
Q 保証金の3ヶ月分は契約期間の賃料の前払いでしょうか。もしくは、賃料とは別途必要になるものでしょうか。
A 保証金は、賃料とは別に必要になります。 落札いただくと、契約の手続きと同時に、3月中に保証金、4月中に前期賃料を納めていただくこととなります。
Q 入札参加申込みが受理された後、入札を辞退することは可能でしょうか。その際に何かペナルティはあるのでしょうか。
A 入札参加申込みを受理した後に入札を辞退することは可能です。また、そのことによるペナルティはありません。
Q 今回の入札の対象としていない同一施設内の飲料自動販売機について、その売上を教えてください。
A 現在、契約期間中の飲料自動販売機について、売上実績を提供することはできかねます。

質疑応答集（過去質問のあったもの）

平成24年度
<p>Q 同条件での契約年数の延長は出来ますか。</p>
<p>A 契約期間終了時には、改めて入札を実施する予定のため、随意契約による契約（年数）の延長は出来ません。</p>
<p>Q 複数台数の物件について、賃料は当該台数分を支払い、実際には1台に集約することは可能ですか。（売り上げに応じた適正台数に整理することで、作業効率の改善や省エネ化が図れます。）</p>
<p>A 自動販売機を設置していただくことが貸付の条件となりますので（契約書第2条）、自動販売機を設置いただけない場合は、用途指定違反で契約の解除となります。〔入札実施要領 契約書標準書式 をご参照ください。〕 売り上げに応じた適正設置台数については、今後、施設の所管課において状況をみながら判断させていただきます。</p>
<p>Q 神戸市内に営業拠点がなく、神戸市税の未納がないことの証明書を提出できない場合、何か書類の提出が必要ですか。</p>
<p>A 神戸市内に営業拠点がなく、神戸市に納付すべき税金がない場合は、納税証明書の代わりに納税義務がないことこの「申立書」を提出していただきます。「申立書」の用紙は、落札通知書と併せてお送りする予定です。</p>
<p>Q 販売品目について、物件番号毎に販売品目の記載がありますが、記載のタイプしか設置できないのですか。例えば「缶・ペットボトル飲料」「ペットボトル及び缶等」「清涼飲料水（缶、ペットボトル飲料）」のところに紙パックまたはカップ式の提案ができますか。また「カップ式清涼飲料水」のところに紙パックの提案ができますか。「清涼飲料水」のところは、缶・ペットボトル、紙パック、カップ式のいずれでも提案できますか。</p>
<p>A 物件調書の販売品目に「缶・ペットボトル飲料」「ペットボトル及び缶等」「清涼飲料水」「清涼飲料水（缶、ペットボトル飲料）」と記載のある施設の販売品目については缶・ペットボトル飲料を必ず含む自動販売機に限らせていただきます。また、「カップ式清涼飲料水」と記載のある施設の販売品目についてはカップ式清涼飲料水に限らせていただきます</p>
平成23年度
<p>Q 親会社で入札をしますが、自販機の保守・運営を子会社が行ってもかまいませんか？（業務委託は可能ですか？という質問に対しても同じ回答となります。）</p>
<p>A 神戸市は、入札参加申込者（入札参加申込者から委任された者を含む）と賃貸借契約を交わし、当該契約書の中で、契約相手方に自販機の設置、保守・運営等の義務を課するものです（契約書標準書式参照）。 設置者の責任・監督下で、子会社等にオペレーション委託を行うことは可能ですが、自販機の故障時等の連絡先（オペレーション委託先）は自販機に表示するとともに施設管理者に届け出てください。</p>
平成22年度
<p>Q メーカー名で入札参加申込をしますが、エリアによりオペレート（フォロー先）が別会社（販社又は特約店）になりますが問題ないでしょうか？（業務委託は可能ですか？という質問に対しても同じ回答となります。）</p>
<p>A 神戸市は、入札参加申込者（入札参加申込者から委任された者を含む）と賃貸借契約を交わし、当該契約書の中で、契約相手方に自動販売機の設置、保守・運営等の義務を課するものです（契約書標準書式参照）。 設置者の責任・監督下でオペレーション委託を行うことは可能ですが、自動販売機の故障時等の連絡先（オペレーション委託先）は自動販売機に表示するとともに施設管理者に届け出てください</p>
<p>Q 神戸市各施設において、現在設置している自販機販売価を基準とした月額賃料の入札になるのでしょうか？また、販売価格を変更しての提案は可能でしょうか？</p>
<p>A 販売価格に関しては、実施要領の個別物件調書に記載のとおりです。 落札者の決定は、月額賃料のみの競争により行います。販売価格は落札後の施設所管課との協議・調整により最終的に決定してください。</p>
<p>Q 入札は物件番号ごとと理解してよろしいでしょうか？（例）入札参加を1と3のみとする。</p>
<p>A ご理解されているとおりで誤りありません。 1件の申し込みでも、すべてに申し込んでもかまいません。</p>
<p>Q 物件ごとに契約年数が違いますが、何らかの理由で契約年数が守れない場合途中解約できるのでしょうか？</p>
<p>A 契約年数が守れないと分かっているものへの入札参加はご遠慮ください。 契約解除については、入札実施要領 に記載の「その他注意事項」②契約解除及び 賃貸借契約書（標準書式）を参照してください。</p>

質疑応答集（過去質問のあったもの）

<p>Q 現在の販売価格ではなく、標準価格を想定して落札した場合、施設所管課との協議・調整の結果折り合いがつかない場合どうすればいいのですか？</p>
<p>A 販売価格に関しては、現在の販売価格を変更すると売上に影響する可能性があります。施設所管課としては、従来と同じ価格での販売を希望しているところが多く、販売価格の設定にあたって施設所管課との協議・調整をお願いしているところです。しかしながら、販売価格の設定は最終的には設置者の判断によるべきものですので、協議がととのわなければ変更することもやむを得ないと考えております。</p>
<p>Q 設置者都合による契約解除について、保証金は返還していただけますか？この物件についての再入札に参加可能ですか？</p>
<p>A 保証金については滞納賃料等債務がない限り返還いたします。その物件の後継設置者を選定する入札には参加できません。それ以外の入札には参加可能です。</p>
<p>Q 保証金は債務を担保するための保証金ということでしょうか？契約となれば、最初に保証金と前期賃料のどちらも納入することになるのでしょうか？</p>
<p>A ご理解いただいているとおりで誤りありません。落札いただくと、契約の手続きと同時に、3月中に保証金、4月中に前期賃料を納めていただくことになります。</p>
<p>Q 「入札参加申込書兼誓約書」内に直筆が必要な箇所はありますか？実印以外はパソコンでの記入でもよろしいでしょうか？</p>
<p>A 直筆でご記入いただかなければならない箇所は特にありません。必要事項をパソコンで記入のうえ、実印を押印いただいて結構です。</p>
<p>Q 入札参加申込時の提出書類の、委任状の提出について、入札の手続きは本社と同所在地である担当部署の営業部で行いますが、すべて会社実印が押印可能であれば委任状は不要でしょうか？落札時の契約については代表取締役で締結させていただきます。</p>
<p>A 入札および契約を、登録している会社実印を使用して行っていただけるならば、委任状は必要ありません。</p>